



平成21年5月15日

各 位

会 社 名 不二硝子株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 小熊 信一
(J A S D A Q ・ コード番号 5 2 1 2)
問い合わせ先 取締役総務部長 丸山 光二
T E L 03-3617-5111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第8条(株券の発行)を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。但し、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備えおかなければならないことから、経過措置として附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条第1項に基づき、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。 <u>2. 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株券の種類ならびに株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u> (削 除)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する<u>取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第30条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>